



# 島根県報

令和4年12月9日（金）

第 370 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	（農 畜 産 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	3
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（       "       ）	5
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5

### 【公 告】

肥料の登録の更新	（農 畜 産 課）	5
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	6

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における動画ネットワークシステム調達に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	6
--	---------	---

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	9
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	9
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	10

告 示

島根県告示第763号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条中「水産動植物」を「水域の生活環境動植物」に改める。

第8条第2項中「別に定めるところにより農薬管理指導士として知事の認定を受けた者をもって充てる」を「県が開催する農薬の安全かつ適正な使用の確保に関する研修会を3年に1回以上受講する」に改める。

第10条第2項中「2週間前」を「1月前」に改め、同条第6項中「を代え」を「に代え」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 知事は、第5項の規定による報告の内容を環境省へ提供するものとする。

第11条第5項中「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」を「水質汚濁に係る農薬登録基準」に、「において定められているものに限る。以下「水濁基準値」を「」において定める基準値（次項第1号において「水濁基準値」に、「以下同じ。）又は」を「次項において同じ。）又は」に、「水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成18年環境省告示第143号において定められているものに限る。以下」を「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年農林省告示第346号）第3号イの基準において定める基準値（次項第2号において」に、「以下同じ。）を」を「次項において同じ。）を」に改め、第11条第6項第1号イ及び第2号中「の10倍値」を「を10倍した値」に改める。

第12条中「農林水産部農産園芸課長」を「農林水産部農畜産課長」に改める。

別表殺虫剤の項中

「			
「	イソキサチオン	0.080	を
	クロルピリホス	0.020	
	ダイアジノン	0.050	
」			
「			
「	ダイアジノン	0.050	に、
」			
「			
「	トリクロロホン（DEP）	0.050	を
	フェニトロチオン（MEP）	0.030	
」			
「			
「	トリクロロホン（DEP）	0.050	に改
」			

め、同表殺菌剤の項中

「			
「	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.060	を
	キャプタン	3.000	
」			

クロロタロニル (TPN)	0.400	
「		
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.060 (イミノクタジンとして)	に、
「		
チオファネートメチル	3.000	を
テトラコナゾール	0.100	
「		
チオファネートメチル	3.000	に、
「		
ベノミル	0.200	を
ホセチル	23.000	
「		
ベノミル	0.200	に改

め、同表の注の2中「の10倍値」を「を10倍した値」に改める。

様式第1号中「㊸」を削り、「農薬管理指導士の認定」を「県が開催する農薬の安全かつ適正な使用の確保に関する研修会の受講」に、「認定年月日」を「受講年月日」に改め、同様式の注を削る。

様式第2号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第3号中「㊸」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) 危被害防止対策は、①広報・周知活動の範囲、方法及び回数、②標識の設置の有無、③飛散調査の有無等を記入すること。

様式第4号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第5号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第6号中「㊸」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) 分析結果の写しを添付すること。

#### 附 則

この告示は、令和4年12月9日から施行する。

#### 島根県告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

魚つき

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第765号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年12月28日 公表

令和4年4月12日 変更

令和4年8月22日 変更

令和4年9月20日 変更

令和4年12月1日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

## 第1 まあじ

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

24,300トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	22,900トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

## 第2 まいわし対馬暖流系群

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

44,850トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	44,300トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

## 島根県告示第766号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成30年島根県告示第740号による保険に付すべき義務は、令和4年11月26日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸山達也

大田市加入区

## 島根県告示第767号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	令和2年度～令和3年度	5枚	1冊	荒島9	令和4年11月30日
安来市	令和2年度～令和3年度	33枚	1冊	安来9	令和4年11月30日
安来市	令和2年度～令和3年度	17枚	1冊	梶福留9	令和4年11月30日
奥出雲町	平成30年度～令和3年度	48枚	1冊	上阿井4	令和4年11月30日
奥出雲町	平成30年度～令和3年度	62枚	1冊	上阿井5	令和4年11月30日
松江市	令和2年度～令和4年度	6枚	1冊	下東川津③	令和4年11月30日
松江市	令和3年度～令和4年度	5枚	1冊	西生馬②	令和4年11月30日

## 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したの

で、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 379号	魚かす粉末	7.0魚かす 粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	公定規格のと おり	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1	令和11年 1月6日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年11月28日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

益田市内田町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年12月9日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

動画ネットワークシステム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」、小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和4年12月9日（金）から令和5年1月10日（火）までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

##### ア 提出期限

令和5年1月11日（水）午後5時まで

##### イ 提出方法

持参又は郵送

##### ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

##### ア 提出期限

令和5年1月20日（金）午前9時まで

## イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和5年1月19日（木）午後5時までに到着していること。

## ウ 提出場所

令和5年1月19日（木）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

## (6) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和5年1月20日（金）午前9時

## イ 場所

島根県立中央病院2階 会議室2

## 5 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Video Network System, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : March 31, 2023

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693

—8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 9:00 a.m. January 20, 2022 (Bids by Post must be received by 5:00 p.m. January 19, 2022)

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

TEL 0853-30-6430

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
森山裕介後援会	亀滝 和利	坂根 裕信	出雲市駅南町3-14-6-1	令和4年11月1日

### 島根県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

#### 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党金城町支部	原田 義則	主たる事務所の所在地	浜田市金城町七条イ682	浜田市金城町七条ハ339	令和4年11月1日
自由民主党頓原支部	内藤 眞一	代表者の氏名	内藤 眞一	長島 正一	令和4年10月21日

#### 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岩田ひろたか後援会	内田 敬	主たる事務所の所在地	松江市米子町8-25	松江市南田町105	令和4年10月24日
大屋俊弘後援会	三浦 英俊	代表者の氏名	三浦 英俊	笠田 守	令和4年9月1日

岡本淳後援会	岡本 淳	主たる事務所の所在地	浜田市金城町七条イ682	浜田市金城町七条ハ339	令和4年10月7日
久城けいじ後援会	村川 修	代表者の氏名	村川 修	長谷 薫	令和4年9月7日
		会計責任者の氏名	山本 了輔	瀧本 雅彦	
細田重雄後援会	細田 智大	代表者の氏名	細田 智大	細田 秀雄	令和3年12月24日
まっすぐの会	岩田 浩岳	主たる事務所の所在地	松江市米子町8-25	松江市南田町105	令和4年10月24日
めぐみ会	久城 恵治	会計責任者の氏名	山本 了輔	瀧本 雅彦	令和4年9月7日
雄栄会	細田 智大	代表者の氏名	細田 智大	細田 秀雄	令和3年12月24日

## 島根県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
高見康裕後援会	小村 正	令和4年11月10日
細田重雄後援会	細田 智大	令和4年11月21日
雄栄会	細田 智大	令和4年11月21日

## 島根県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岩田 浩岳	まっすぐの会	主たる事務所の所在地	松江市米子町8-25	松江市南田町105	令和4年10月24日
岡本 淳	岡本淳後援会	主たる事務所の所在地	浜田市金城町七条イ682	浜田市金城町七条ハ339	令和4年10月7日